

令和 7 年度第 1 回調布市入札等監視委員会の審議概要

開催日時 開催場所		令和 7 年 8 月 1 2 日（火） 午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 2 0 分まで 特別会議室（市役所 6 階）
出席者	委員	櫻井 務 委員長（学識経験者） 本多 秀毅 副委員長（公認会計士） 柴田 亮子 委員（弁護士）
	所管課 （発注課）	都市整備部道路管理課 環境部下水道課 総務部管財課（オブザーバー 総務部営繕課） 環境部環境政策課（オブザーバー 総務部営繕課）
	事務局	総務部 契約課 櫻木課長，安倍課長補佐，濱地契約担当係長，田辺主任
次 第		
1 開 会		
2 審 査		
(1) 抽出案件について（主な質疑応答は別紙参照）		
ア 令和 7 年度市道 C 2 0 号線電線共同溝整備工事【制限付き一般競争入札】		
イ 令和 7 年度下水道ストックマネジメント工事（第 1 期－ 4）【制限付き一般競争入札】		
ウ 調布市市庁舎非常用発電設備 2 号機設置工事【不調・制限付き一般競争入札】		
エ 調布市調布駅前広場仮設公衆トイレ解体工事【随意契約】		
(2) 審査結果		
審査案件 4 件のうち、競争入札の 3 件の工事については、入札・契約手続が適正かつ適切に行われていたことを確認した。		
一方、特命随意契約の 1 件については、業者指定理由は一定の理解ができるものではあったが、あらかじめ必要な調整をすることによって、競争入札に付すことが可能であったのではないかと考えざるを得ない。契約の公正性，経済性，透明性等を確保する観点から，競争性のある契約方式を採用すべき案件であったと考える。今後は，事前のスケジュール調整や他工事との調整などに注力し，特命随意契約に適する案件であるか，契約担当部署として慎重な判断に努めるように十分留意されたい。		
3 閉 会		

○主な質疑応答

1 令和7年度市道C20号線電線共同溝整備工事【制限付き一般競争入札】

	質問・意見等	回答
①	一般土木工事が終わってから、電気工事が別途入るのか。	プレキャストボックスを本件工事で設置した後に、別途電気工事を実施し入線することになる。
②	電柱地中化で、この路線が選ばれた理由は。	本路線は歩道が狭く、小学校と中学校の通学路になっており、通行の安全性の向上を図る路線であることも考慮している。
③	ガス管や水道管が工事の支障になることはあるのか。	設計段階で、切り回し工事や移設を行い、調整がついてから工事を発注している。
④	落札率が90.99%で他工事と比較して低い、見解は。	過去の同種工事での落札率でもばらつきがあり、低い落札率の案件もあった。競争が働いた結果だと考える。

2 令和7年度下水道ストックマネジメント工事（第1期ー4）【制限付き一般競争入札】

	質問・意見等	回答
①	下水道ストックマネジメント工事の調布市における進捗は。	令和3年度に設計し、令和4年度から毎年工事を実施している。管きょを毎年200mずつ、マンホール蓋200箇所を目標に順次工事を実施している。
②	2者入札の理由を確認したい。	令和5年度は総合評価落札方式で3者参加、1者入札。令和6年度は7者参加、3者入札。令和7年度は基準の改正により、市内事業者のみとなり、2者入札となった。
③	入札金額が1位と2位の差が600円であることの理由を確認したい。	予定価格を公表しており、最低制限価格も上限と下限の%を公表しているため、2者ともに最低制限価格の上限%ラインでの入札であったと考えられる。
④	今年の八潮市の道路陥没事故等を踏まえて、下水道工事の安全基準に変更はあったのか。安全管理の徹底を。	基準に変更はないが再発防止の周知があった。事故を受けた点検や調査が全国で行われている。
⑤	マンホール蓋の調布市の取り組みを確認したい。	ゲゲゲの鬼太郎蓋や近藤勇ゆかりの誠蓋があり、マンホールカードの配布もしている。

3 調布市市庁舎非常用発電設備 2 号機設置工事【不調・制限付き一般競争入札】

	質問・意見等	回答
①	市庁舎非常用発電設備工事は今後 も追加の工事があるのか。電気工 事の許可のみでできる工事なの か。	今回の工事で完結する。電気工事の資格で解体 工事やコンクリート工事や換気設備工事など の他の工事もできる。
②	1 回目入札で参加し、積算超過で 辞退した市内事業者が、2 回目入 札で参加しなかった理由は。	予定価格を公表しているので、2 回目の入札の 予定価格でも積算超過等の理由で参加しなか ったと思われる。 非常用発電機のメーカーからの機器の調達 のウエイトが大きく、市外事業者が、安く仕入れ て低く入札できる場合がある。

4 調布市調布駅前広場仮設公衆トイレ解体工事【随意契約】

	質問・意見等	回答
①	解体工事でこの設計額になった理 由は。	調布駅前の場所であり、人通りがかなり多いた め、安全管理費等が高くなった。給排水設備切 り替え工事も夜間工事になったことなどから 金額が高くなった。
②	競争入札の場合の解体工事落札率 は低いのに、特命随意契約にした 方が有利であると言えるのか。	隣接工事での現場の調整が必要なため、有利で あると判断した。
③	特命随意契約理由にスケジュール が挙げられていたが、事前にわか っていたことではないか。	隣接のトイレ新築工事が 1 回不調になったた め、スケジュールが押してしまった。
④	トイレ新築工事も特命随意契約で あり、市の考え方を問いたい。 工事現場同士の調整が必要である 場合には、市の工事監督員は、現 場が回るように調整していく必要 がある。	いただいた御意見を踏まえ、今後は特命随意契 約の判断の際には、十分な検討をしていく。